

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会の学外委員の選任方針

令和4年9月20日

役員会決定

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会は、本学の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるための会議体である。

その役割を踏まえ、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年規則第1号。以下「規則」という。）第21条第3項第5号に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する経営協議会委員（以下「学外委員」という。）は、以下の方針により選任するものとする。

- 1 学外委員は、次の各号に掲げる区分から、ダイバーシティの観点も考慮し、選任する。
 - (1) 企業関係者（企業経営に深い知見を有する者）
 - (2) 行政関係者（国や地方自治体における政策に高い識見を有する者）
 - (3) 学識経験者（高等教育や大学運営に精通する者）
 - (4) 地元企業関係者（地域振興に知見や経験を有する者）
 - (5) その他（本学の基本理念やビジョンに沿って助言できる者）
- 2 多様な関係者の幅広い意見を経営協議会に反映させるため、規則第21条第5項に規定する委員の再任について、その回数は、2回までとする。
- 3 この方針に定めるもののほか、学外委員の選任に関し必要な事項は、役員会において決定する。